

# 支部長あいさつ

支部長 外間 永邦

ますます多忙化する学校現場にあつて、生徒たちの成長を願い、日々の教育実践に努力されている教職員みなさんに敬意を表します。

特に、教職員評価システムが実施されてからは、生徒のことや授業のことを考える時間がますます割かれていきます。そして数値目標による教育活動管理は教育の本来のあり方を歪めはじめています。しかし評価システムに象徴される新自由主義による教育改革は生徒間の共同の学び、教師間、保護者間の協力や信頼をズタズタにし教育を荒廃させてきています。最近の学校の状況に失望し職場を去っていく仲間も多くなっています。そんな中にあつても教育本来のあり方に確信を持ち、教師としての誇りを持って教育実践を続けていくことができるのでしょうか。

1947年に制定された教育基本法は教育の目的を人格の完成と明確に定め、第10条で「不当な支配に屈することなく国民全体に対して直接責任を負って行われるべきものである」としています。その意味するところは「戦前の教育を反省し、時の政府におもねることなく、未来の国民にも責任をもつ」ことだと私は解釈しています。

1966年「教員の地位に関する勧告」がユネスコの特別政府間会議において日本政府を含め全会一致で採択されました。「諸国民間の平和、相互の尊重と理解の精神を青少年の間に普及する」「教育の進歩における教員の不可欠な役割、ならびに人間の開発および現代社会の発展への彼らの貢献の重要性を認識し、教員がこの役割にふさわしい地位を享受することを保障する」等が前文に書かれ、教育の専門職にふさわしい教員の地位に関する諸原則、具体的条項がもりこまれています。

1985年に成人教育パリ会議で「ユネスコの学習権宣言」が採択されました。基本的人権の一つとしての教育を受ける権利が宣言されたのです。全ての教育政策がこの権利をいかに保障していくかで評価されるべきでしょう。大学教育まで無償の国が多くある中、日本の教育は相当悪い状況です。

私たちは、生徒一人一人の学び成長発達する権利に立った教育実践に確信を持ちましょう。

この一年間の教育実践が実り多く、そして教研集会でその交流ができますよう訴えて、発足のあいさつと致します。

学習権とは、	●ユネスコ学習権宣言	1985年3月29日採択
読み書きの権利であり、		
問い続け、深く考える権利であり、		
想像し、創造する権利であり、		
自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、		
あらゆる教育の手だてを得る権利であり、		
個人的・集団的力量を発揮させる権利である。		
(中略)		
学習活動は、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。		

# 執行委員長あいさつ

執行委員長 松田 寛

米国のサブプライムローン問題やリーマンブラザーズの破綻を契機とした世界同時不況の波は、株価の下落を背景に賃金・労働条件の悪化、とりわけ非正規派遣労働者の大量解雇などが大きな社会問題となっています。このような情勢の中、人事院(4/30)は、「夏の一時金カット」を明らかにしました。まさに政治の圧力により、いまや人事院・人事委員会は、中立的な代償機関ではなくて完全に政治のもとにおかれたデータ提供機関となっていると言わざるを得ません。

自公政権は依然として公務員バッシングと政権維持のための「定額給付金」を目玉としながら総選挙向けの予算のばらまきに奔走しています。14兆円ともいわれる補正予算は、これまで同様、失政の総括も政治の結果責任さえとらず結局は消費税値上げにより、そのつけは国民が負担することになるのです。

その一方で学校現場における「格差・貧困」の実態も明らかになっています。NHKのアンケート調査(3月)で、授業料を滞納する高校生が約4割及んでいることが明らかにされています。中でも、大学などの進学をあきらめた生徒がいる高校32%、部活動をやめたり修学旅行などに行けなかった生徒がいる高校26%、アルバイトをする生徒が増えている高校が26%となっています。小中においては、学校給食の給食費が払えない生徒が全国で約10万人に及ぶことも各種調査で明らかにされています。10万人という数字は単に親のモラルと言ったような問題ではないことの認識を共有しなければなりません。

これが豊かな国と言われてきた日本の子どもたちを取り巻く状況なのです。これまでの政府の「子ども対策」は、今回の定額給付にしても「あくまでもめさきだけの少子化対策の一環」でしかなく、私たちは子どもの幸せ、子どもの最善の利益を直接子ども支援に向けることへ転換させていく必要があります。一時的な子ども手当の支給ではなく、政策として恒久的な制度を求めていく必要があります。

そのような意味からも、私たちはともに助け合う共助の精神を具体的な運動に活かすことが求められています。働く者が手を取り合い連帯する。困っている人には手を差し伸べる「常識」を今一度よみがえらせる必要があるのではないのでしょうか。自分さえよければいい、自分の家族さえ守ればいい、という新自由主義経済政策で蔓延した価値観を正すこともまた重要となっています。

一方、基地の県内移設をめぐる情勢も山場を迎えつつあります。「辺野古新基地建設に伴う環境影響評価(アセスメント)の住民説明会は「何ら質問に答えない」まま打ち切り、「アリバイづくり」として説明会の実態が明らかになっています。また、防衛省は陸上自衛隊の旅団化に関して「今後先島に部隊を配備することを検討したい」とのことを明らかにするなど、自衛隊と米軍との一体化の動きとともに注視する必要があります。

私たちはこのような状況を打開するためにも団結を強化しなければなりません。「平和・人権・環境・共生」の観点が大切にされる社会をめざし、沖縄の歴史と主体性を生かした民主教育の創造と「楽しい学校」・「楽しい職場」づくりをめざさなければなりません。多くの教職員とともに柔軟で創造的な高教組運動をともに作っていきましょう。

# 第42次教研の発足にあたって

## 一、 教研集会の意義

私たちの教育研究集会も今次で42回目になります。この間、私たちは教研活動を通して教育の抱える今日的課題に取り組み、お互いの力量を高めてきました。

教研の基本目標は、「憲法と47年教育基本法に基づいて、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」です。この目標は、戦前の教師が軍国主義教育の担い手であったという痛苦の反省に立ち、平和と民主主義、教育本来の目的を、教育の基礎にすえなければならないという自覚と決意のもとに設定されたものです。

財界の提言を重視した文部科学省の諸政策は、豊かな人格の形成という教育本来の目的とはおおよそかけ離れたものになっています。私たちは、いまあらためて「教育は誰のために、何のためにおこなわれるものなのか」を問い直す必要があります。国民が人間らしく生きるのに必要な権利としての教育はどうしたら実現できるのか。子どもたちの可能性を开花させることのできる教育とは何か。教育の公共性とは何なのか。教研集会は、そのような視点からお互いの実践を持ちより、その成果を生かしていく場でなければなりません。

## 二、 教育をめぐる現状

1985年に財界は、人間を「天才」「能才」「凡人」「非才」に類型化し、能力別の「棲み分け」型の競争の導入を提唱しました。こうした財界の意向をうけた文部科学省は、人格の点数化といわれる『新学力観』まで作り出し、多様化路線を全国的に押し進めました。この結果、学校現場は煩雑化した選択制やコース制の運営に忙殺されているのが現状です。さらに、沖縄でも2006年度から施行された「教職員評価システム」は本来生徒たちに向かうべき学校のエネルギーを大量に浪費しはじめています。

財界は2006年4月18日、①学校選択制の全国的導入 ②学校評価（含教員評価）③教育の受け手の選択を反映した学校への予算配分（バウチャー制）、の3点を基本にした「義務教育改革についての提言」を出しました。そうした新自由主義の教育改革は諸外国で事態を急激に悪化させました。イギリスのサッチャー改革では1992年教育水準局が学校監査を始めると学校評価を下げる生徒の退学が急増し、義務教育を修了できない子が8%に上り、ニート問題に繋がりました。

また、教育の戦前回帰（軍国主義復活）の動きが激しい東京の学校状況に対し、2006年9月21日、東京地裁は教育行政による不当な支配に該当し違法と判示しました。しかし、2006年12月には新教育基本法が成立し、それを受けた新自由主義的改革が進められてきています。全国一斉学力テストの導入により、学校間の序列化、格差が広がっていくなど、今後も教育現場はさらに荒廃していくでしょう。それに対し歯止めをどうかけていくかが今、学校現場に問われています。

47年教育基本法は教育の目的として人格の完成を掲げていました。子どもたちが成長する権利をどう保障するかを中心に据えた教育改革が必要です。受験競争を煽り、空回りするだけの教育では仲間とともに成長する人間の形成はできません。学級定員は24人で習熟度別を止め、”平等と共同の学習”を基本とし、多様な生徒が互いに学び合う場として授業を位置づけ成功している国に学ぶことはたくさんあると思います。

2007年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられました。「特別支援教育」ではすべての学校で障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び必要な支援が行われることが求められています。沖縄県において他の都道府県と同様に幼児児童生徒の障害が重度・重複化、多様化してきています。その中で本県では知的障害対応の特別支援学校のマンモス化が大きな問題になっています。本県において知的障害をもつ中学校の生徒のほとんどが特別支援学校の高等部へ進学しています。特別支援学校への進学は専門的な教育を受けることができる反面、これまで一緒に学んできた友達や地域から分離させられることがあります。障害のある生徒の生活している地域の高等学校に「特別支援学級」や特別支援学校の「分教室」の設置が行われ、その場で適切な教育を受けることができるならば地域の学校で障害のない生徒と一緒に教育を受ける生徒が増え、統合教育が進んでいくことが考えられます。また、このことが特別支援学校のマンモス化の解消にもつながると思います。障害をもっている幼児児童生徒の教育的ニーズとは何か、よりよい学習環境を提供していくにはどのようにすべきかをみんなで論議し、実践を行っていく必要があります。

### 三、生徒と父母の要求に根ざした教育を！

学校現場はコンピュータに向かう雑務や多発する問題行動に振り回され、じっくり話し合うゆとりが失われてきました。教職員評価システムなどによる負担の増加はさ

らに教材研究の時間を圧迫しています。理解できずにやり残してきた学習内容に押しつぶされそうな子どもたちを指導する時間の確保も益々難しくなっています。

しかし、私たち教師が子どもたちの「わかりたい」「みんなと一緒に頑張ってみたい」という願いを真摯に受けとめた指導ができるのであれば、子どもたちはいかなる困難な状況にあっても目をみはるような力を発揮するものです。このことは教研によせられた数多くの実践が示しています。私たちが今なすべきことは、彼らのすぐれた力を自覚させ、彼らに自信を与えることではないでしょうか。

以上のことを踏まえ、次の2点から日頃の教育実践を見据える必要があります。

まず第1に、自然や社会についての基本的事実や法則、真理・真実や技術を発達段階に即してすべての生徒が身につけるためには、私たち教師は「どんな教材をとりあげればよいのか」と、絶えず考え、すぐれた教材を精選しなければなりません。そのためには、教育活動の原点である授業をいま一度見直し、親切で丁寧な「楽しくわかりやすい授業」を創り出すことに全力をあげる必要があります。

第2に、民主主義社会の形成者として互いの人権を尊重し、自由とそれに伴う責任の重さを学ぶ機会がどれだけ学校にあるのか。はたして学校は人間としての成長と友情を育む場になっているのか。こうした問いかけを常に投げかけ、将来の主権者である子どもたちに相応しい教育は何なのかを父母や地域とともに議論を深めていかなければなりません。

#### 四、おわりに

戦後日本の教育の歩みを振り返ってみると、日本国憲法と47年教育基本法がもつ「人間の尊厳に立脚した普遍的教育理念」は、軍国主義教育復活の動きにたいする歯止めとして大きな役割をはたしてきました。これからは世界に誇れる日本国憲法と、その理念の実現を目標とする47年教育基本法、ユネスコの学習権宣言と子どもの権利条約を基本とした教育をめざし、子どもたちの幸せと世界の平和を築きましょう。

どんな時勢であっても、豊かな教育をするには、教師自身・生徒一人一人が豊かになることが必要です。そして、生徒・教師が互いに信頼しあえる学校を創っていかなければなりません。そのためにも一人ではなく多くの仲間と語りあえる教研を役立てましょう。お互いの教育実践を深める交流ができるようにしましょう。